



## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

職場におけるパワハラ、セクハラ、マタハラ防止措置は事業主の義務です。ハラスメント防止規定や相談窓口設置など必要な体制を整え、ハラスメントのないあかるい職場環境づくりに取り組みましょう。

また、令和7年6月に改正法が公布され、カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「就活セクハラ」）防止措置が新たに義務化されます※。

職場におけるハラスメント対策のため、「あかるい職場応援団」や「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をぜひご覧ください。

※公布の日から起算して1年6か月以内に政令で定める日に施行予定。

### ■ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



### ■「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



### 【お問い合わせ先】

岡山労働局 雇用環境・均等室 電話086-225-2017